

弘前圏域空き家、空き地バンクが始まります

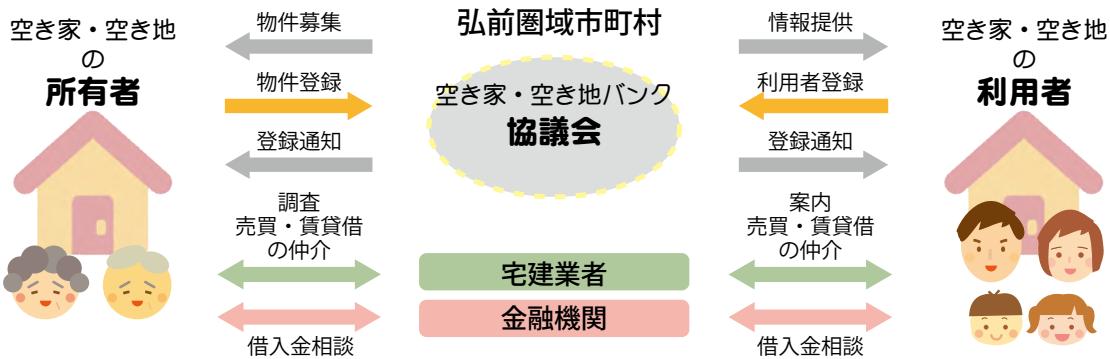
空き家・空き地バンクとは、

「空き家・空き地を売りたい、貸したい方（所有者）」の物件を、「買いたい、借りたい方（利用希望者）」に紹介する制度です。5月から弘前圏域定住自立圏（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）における取り組みとして、空き家・空き地の利

活用と不動産の流動化を図ることを目的に空き家・空き地バンクが始まります。

バンクの運営は、圏域自治体と不動産団体、金融機関による「弘前圏域空き家・空き地バンク協議会」で運営します。所有者から登録申し込みを受けた物件を協議会のホームページに公開します（5月公開予定）。

空き家・空き地バンクの仕組み



空家リフォーム支援補助金

市では、空家の利活用を促進するため、リフォーム工事を行う場合にかかる経費の一部を補助します。

■補助対象者

バンクを通じて空家を取得し、その所在地に住所を定める方
または住所を定める予定の方

■補助金の額

対象経費の2分の1（上限30万円）

■対象となる工事

- 30万円以上のリフォーム工事
- 補助金の交付決定後に着手する工事
- 年度内に完了する工事など

問合せ：企画財政課 企画調整係 ☎44-1111（内線1433・1434）

あなたの空き家
空き地を登録しませんか？

平川市老朽危険空家等解体撤去補助金

補助事業実施期間
平成32年度まで

老朽化その他の理由により周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある空家等の解体撤去を自ら行う所有者等に対して、その費用の一部を補助します。

※空家とは、1年以上居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物をいいます。

△補助対象空家等

特定空家…条例の規定により市長の認定を受けている空家（命令を受けたものを除く）

老朽危険空家（要事前調査）…事前に老朽危険空家の判定に係る申し出を行い、市の特定空家等判断基準に定める不良度（老朽度・危険度）の判定結果が50点以上の空家

倒壊空家…老朽化または台風、地震などの自然災害によって倒壊した空家

△補助対象者

- 老朽危険空家等の所有者または所有者の相続人もしくは所有者から老朽危険空家等の解体撤去などについて委任を受けた方
- 市税の滞納がない方

△補助要件

- 市内に存する老朽危険空家等で、個人が所有するもの
- 所有権以外の権利が設定されていないことまたは設定されている全ての権利者の同意を得られていること
- 解体撤去を行う年度に、入札参加資格者名簿に登録されている市内に本店がある解体工事の有資格者が解体撤去を行うこと
- 空家および附属する埋設物、建築物および附属する工作物、敷地内の樹木などを解体・撤去し、原則更地にする工事を行うこと

※倉庫、物置などのみ解体する場合、対象なりません。

△補助金額

対象経費の2分の1（上限50万円）

※同一世帯に対して1回限りです。工事着手済であったり、完了している場合は申請できません。

※本補助金を活用して空家等を解体撤去した土地に、住宅用地の特例が適用されている場合は、一定期間、当該土地に係る固定資産税を減免します。

問合せ：建設課 都市計画係 ☎44-1111（内線2224・2225）